

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長南町は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

長南町長

公表日

令和7年6月12日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法の規定に則り、母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務 ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ提供
③システムの名称	健康管理システム(母子保健)、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、バックアップシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 49項 ・番号法別表一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二 56項の2、70項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条、第39条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒297-0192 千葉県長生郡長南町長南2110番地 長南町総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒297-0192 千葉県長生郡長南町長南2110番地 長南町総務課
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月12日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月12日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	--	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー情報連携制度を使用し、他市町村へ照会を行う際には、複数人での確認を行うよう厳守している。また、特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、次のような対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考える。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力時は、複数人で確認を行う。 ・特定個人情報の記載のある申請書の保管は、施錠ができる書棚等に保管する。

9. 監査

実施の有無 自己点検 内部監査 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="radio"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="radio"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="radio"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

判断の根拠

行政情報システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、マイナンバー情報連携等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。そのため、アクセス権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は、「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一 第49項 母子健康保険法第12条等、母子保健法施行 番号法第19条第7号、別表第一 56の2	・番号法第9条第1項 別表第一 49項 ・番号法別表一の主務省令で定める事務を定 ・番号法第19条第7号 別表第一 56項の2、7 0項	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム	母子保健法施行規則第2条、第3条、第7条等		事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	保健福祉課 課長 荒井清志	健康保険課 課長	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策	-	新様式の変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	
令和4年3月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二 56項の2、7 0項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条、第39条	・番号法第19条第8号 別表第二 56項の2、7 0項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条、第39条	事後	
令和7年6月12日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法律上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 49項 ・番号法別表一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条	番号法第9条第1項及び別表の70の項	事後	
令和7年6月12日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第8号 別表第二 56項の2、7 0項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条、第39条	番号法第19条第8号 別表の70の項	事後	
令和7年6月12日	IV8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		[十分である]	事後	
令和7年6月12日	判断の根拠		マイナンバー情報連携制度を使用し、他市町村へ照会を行う際には、複数人での確認を行うよう厳守している。また、特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、次のような対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考える。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力時は、複数人で確認を行う。 ・特定個人情報の記載のある申請書の保管は、施錠のできる書棚等に保管する。	事後	
令和7年6月12日	IV9. 監査 実施の有無	[]外部監査	[○]外部監査	事後	
令和7年6月12日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先が高いと考える対策	(新規項目のため、記載なし)	3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年6月12日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先が高いと考える対策 当該対策は十分か【再掲】	(新規項目のため、記載なし)	十分である	事後	
令和7年6月12日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先が高いと考える対策 判断の根拠	(新規項目のため、記載なし)	行政情報システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、マイナンバー情報連携等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。そのため、アクセス権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は、「十分である」と考えられる。	事後	